

独立行政法人日本貿易振興機構 中期目標

平成15年10月1日

最新改定 平成18年3月28日

經濟産業省

独立行政法人日本貿易振興機構 中期目標目次

前文	1
1. 中期目標の期間	2
2. 業務運営の効率化に関する事項	2
(1) 業務運営の効率化	2
(2) 事業実施における費用対効果の向上	2
(3) 組織の見直し	3
(4) 情報化	3
3. 国民に提供するサービスの質の向上に関する事項	3
(1) 貿易投資取引の機会提供に向けた活動	3
対日直接投資の促進	3
中小企業等の輸出支援	4
対日アクセスの円滑化	5
地域の国際化による地域経済活性化の支援	6
(2) 貿易投資円滑化のための基盤的活動	6
海外経済情報の収集・調査・提供	6
海外への情報発信	7
我が国企業に対する海外の事業活動円滑化支援	7
(3) 開発途上国経済研究活動	8
開発途上国に関する調査研究	8
開発途上国に関する資料収集・情報提供	8
開発途上国に関する研究交流・人材育成	8
(4) 貿易投資円滑化のための基盤的活動と開発途上国経済研究活動との連携	8
4. 財務内容の改善に関する事項	9
5. その他業務運営に関する事項	9
(1) 施設・設備に関する計画	9
(2) 人事に関する計画	9
職員の専門性向上	9
採用形態の多様化	9

前 文

独立行政法人日本貿易振興機構は、我が国の貿易の拡大、諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に寄与すべく設立された、貿易振興及び開発途上国調査研究の実施機関である。

貿易立国である我が国にとって、諸外国の貿易・投資を含めた経済情報を幅広く、かつ、迅速に収集し、我が国政府、企業等に提供していくこと、また、我が国の経済の現状を的確に海外に広報して国際的な経済交流を推進することは、現在に至るまで一貫した我が国の通商・貿易政策上の重要な柱である。

更に、我が国の経済成長に伴い、政府開発援助（ODA）の額も増大し、現在、我が国は米国に次ぐ援助国となっている。このような中で、ODAを活用して開発途上国との貿易・投資を促進するとともに、開発途上国への経済協力を推進することは、経済協力政策上の重要な柱である。

経済のグローバル化が進展し、企業活動が国境を越えて展開される21世紀において、一国の経済的な発展は、国内においては、国内外企業を問わず、いかに企業が活動をしやすい環境が整備されているか、また、外国においては、いかに自国の企業がビジネスをしやすい環境を享受できているか、という点に依存している。このような内外の経済環境において、我が国として、貿易投資の振興により我が国の経済を活性化させることは最重要課題の一つである。また、東アジア諸国を中心とした開発途上国に関する基礎的、総合的な調査研究についても、個々の開発途上国の政治・経済・社会の実情に即した我が国の通商・経済協力政策の立案上、不可欠である。これらの事業は、公共の利益のために確実に実施されることが必要であるが、国が自ら取り組むよりは、経済事情や貿易実務に関し専門的な知見を有する者を活用する方が効率的である。

このため、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」においては、貿易振興、開発途上国調査研究の分野で実績を積み上げてきた日本貿易振興会（以下「振興会」という。）を独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）と改組することとなった。機構には、我が国企業を始めとする顧客の国内外におけるビジネス環境に関するニーズに迅速かつ効果的に対応すべく、顧客満足度調査を活用するとともに、適切な受益者負担を求めながら、質の高いサービスを機動的かつ効率的に提供していくことが求められる。

とりわけ、機構は、昨今の我が国経済の低迷と雇用情勢の悪化、経済のグローバル化に伴う我が国企業を巡る国際競争の激化といった情勢を踏まえると、本中期目標の期間において、経済構造改革を促し我が国の競争力強化や雇用創出、我が国における事業活動の高付加価値化につながる対日直接投資の促進や中小企業等の輸出支援の二事業を中核事業として取り組

む必要がある。その際、機構は、これまで築いた海外及び国内のネットワークと、人脈、調査・情報分析能力、事業実施のノウハウ、研究能力等を十分に生かしつつ、事業の費用対効果を一層高め、本中期目標に示されたミッションを達成できるよう、最大限の努力を払うことが必要である。

なお、貿易振興及び開発途上国の調査研究に係る国、地方公共団体等からの委託事業については、中核事業を中心として、的確に実施していくこととする。

1．中期目標の期間

中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成19年3月31日までの3年6月とする。

2．業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務運営の効率化

一般管理費について、中期目標の期間の最後の事業年度において、特殊法人（平成14年度）比で少なくとも10%の効率化を図る。また、運営費交付金を充当して行う業務経費についても、中期目標の期間の最後の事業年度において、これに対応する特殊法人（平成14年度）時の補助金等を充当して行う事業費に比して3.5%の効率化を図る。

この他、貿易投資の振興及び開発途上国調査研究の着実な実施の見地から、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年1%程度の効率化を図るものとする。また、各事業については、実績に関する評価及びニーズを踏まえ、必要な見直しを図っていくこととする。なお、行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）に基づき、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。ただし、退職手当は効率化の対象としない。

(2) 事業実施における費用対効果の向上

事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析し、その結果を事業実施内容の見直しや新たな事業展開に繋げる。

(3) 組織の見直し

組織のあり方について、柔軟に変更可能な独立行政法人の制度趣旨を活かし、事業の効率的実施が可能な組織の見直しに努める。また、各職場への権限委譲により、業務フローの効率化を図る。

また、アジア経済研究所においては、研究組織の大括り化、関連業務の再編を図り、研究課題に柔軟に対応できる体制を整える。

更に、海外ネットワークについては、効率性の観点も踏まえつつ、企業のニーズや国際経済情勢の変化等に機動的に対応できる体制の構築を図り、特に、本中期目標期間内は、東アジア地域への重点化に努める。国内ネットワークについては、地域の国際化に係る事業規模や内容に対応して効率的・効果的に事業実施できる体制の構築を図る。

(4) 情報化

利用者への情報提供等の利便性の向上に係る業務及び内部管理業務について、分析及び体系的整理を行うとともに、経済産業省電子政府構築計画に基づき、これらの業務の最適化計画を作成する。

3 . 国民に提供するサービスの質の向上に関する事項

(1) 貿易投資取引の機会提供に向けた活動

対日直接投資の促進

振興会では、1990年代以降、我が国企業と外国企業との間の産業協力事業の一環として、対日直接投資の促進に取り組んできたところである。

対日直接投資の促進は、新しい技術や革新的な経営をもたらし、雇用機会の増大にもつながる「日本経済活性化の鍵」である。昨年末には、民間の有識者による「対日投資促進民間フォーラム」において、対日直接投資の重要性を訴える報告書がとりまとめられた。政府でも、小泉総理が平成15年通常国会での施政方針演説において「5年で対日投資残高倍増」の目標を掲げ、総理を議長とした対日投資会議において、本年3月に政府としての具体策をとりまとめた。この報告書にもあるとおり、機構には、投資関係の一元的支援窓口の整備や外国企業等に対する情報発信などの重要な役割を果たすことが強く期待されている。

このため、機構としても、小泉総理が掲げた「5年で対日投資残高倍増」という政府目標の達成に向けて、より多くの外国企業を日本に誘致することに寄与すべく、対日投資の促進

に積極的に取り組み、機構による対日投資案件発掘件数を大幅に増加させる。その際には、対日投資会議報告で示された「基本的な考え方」及び「対日投資促進プログラム」を念頭に置きつつ、本部及び国内外のネットワークの体制を整備し、きめ細かいサービスを顧客に提供する。具体的には、以下の内容を中心とする。

ア) 海外における誘致体制を整備し、外国からの直接投資を歓迎する日本の基本方針とそのための具体的なアクションを積極的に情報発信するとともに、投資関心外国企業の発掘を行う。

イ) 本部においては、最初の相談受付から投資完了に至るまで、機構が個別の投資案件をフォローし、主体的にサポートする体制（ワンストップサービス）を構築し、投資関心外国企業への情報提供、投資相談、各種手続き支援を含めた案件処理体制を整備する。特に、各省庁に設置される「対日投資総合窓口」や地方自治体の投資誘致担当部局との密接な連携を図るとともに、弁護士、税理士等、外国企業が我が国で事業を行う際に必要となる専門家を積極的に活用する。

ウ) 対日直接投資が日本経済の活性化に果たす役割、重要性について、広く日本国民の理解を得るための広報を行うとともに、地方自治体の行う外資誘致活動に対する支援を行う。

エ) 対日直接投資の阻害要因の調査や成果を上げるための対応策の調査等を行い、必要に応じて制度・規制の運用等に関する政策提言を行う。

中小企業等の輸出支援

振興会においては、従来より我が国の輸出入の支援を行ってきたが、その重点は、時々の我が国の経済状況や国際的な経済環境に応じて変化してきた。振興会設立当初は、海外での展示会開催及び出展支援等を通じて、我が国企業の製品の輸出を中心に支援してきたが、1980年代以降は、我が国経済の発展や諸外国との貿易摩擦の激化に伴い、輸入促進に大きく重点を移したところである。昨今の中国等の国際競争力の向上、生産活動等を中心とする企業活動のグローバル化、我が国経済の低迷を踏まえれば、我が国企業、特に中堅・中小企業が、世界に向けて自らの製品等の市場を開拓することが重要となってきた。

このため、機構においては、企業的意思決定に有用な、海外市場の状況についての調査・情報提供を行うことに加え、商談時のみならずフォローアップまでの支援を実施するため、受益者負担を考慮しつつ、一連の支援メニューを整備し、個々の企業のニーズに即したサービスを提供するよう努める。その際には、優れた製品や技術、デザイン等を持ちながら、情報、機会の不足等の様々な制約要因から単独では海外市場に参入する機会を得がたい我が国中堅・中小企業に対して、重点的にサービスを提供することとし、それにより、機構が提供する場での輸出商談件数を大幅に増加させる。

また、国内における支援要請案件の処理をスムーズに行うため、本部においては、海外事務所の担当職員や国内外のアドバイザー等との密接な連携の下、国内の中小企業等への広報とともに、個別企業からの相談への迅速な対応・アドバイスを行う。

対日アクセスの円滑化

振興会では、1980年代以降、我が国と諸外国との円滑な通商貿易関係を構築するべく、常設展示場の運営、海外事業者及び国内の一般消費者や中小企業に対する情報提供等の輸入促進事業を実施してきた。

経済のグローバル化、企業活動のボーダーレス化が今後一層進展すると見込まれる中、双方向の貿易・投資の拡大の重要性は、我が国経済全体の発展のためにますます高まっている。一方、外国事業者にとっては、対日投資は、同じ日本市場へのアクセスであるとともに、対日輸出の後に続くものである場合が多い。従って、我が国の経済・市場の魅力を対外的に周知させることに資する、総論としての輸入促進施策の継続意義は失われたわけではない。しかしながら、1980年代に急速かつ大幅に拡大した振興会の輸入促進事業の中には、その目的を達成したり、意義を失ったものもある。具体的には、特定品目の輸入促進や輸入促進にかかる普及啓発を目的とした施設運営型事業については、政策的な必要性が低下してきている。

今後、機構においては、海外企業による貿易・投資に係る対日アクセスの円滑化を図るべく、受益者負担も考慮しつつ、我が国産業の活性化や国際競争力の強化、地域経済の活性化、国民生活の向上等に資する事業、例えば、貿易に関する情報提供業務及びミッションの受入れ、マッチング事業等に絞って実施する。なお、本事業の遂行に当たっては、対日投資促進事業との有機的連携を図る。

また、海外からの我が国企業への人材・頭脳の入力促進のため、我が国企業と外国人材とのマッチング支援事業等を実施する。

開発途上国については、「政府開発援助大綱」を踏まえ、我が国企業、進出日系企業の具体的取引に寄与することを念頭に置きつつ、開発途上国の持続的成長に資する輸出産業や進出日系企業の部品等の調達先となる裾野産業の育成等、開発途上国内の産業育成の取組みを支援する。具体的な協力案件については、現地受入れ体制の整備状況も勘案しつつ、対象国の技術レベル向上に向けての意欲や現地側の自助努力が認められ、かつ、我が国への裨益があるものについてとりあげる。また、産業人材育成支援においては、当該途上国の経済発展の度合いも十分勘案する。

なお、事業実施の際は、官・民の関連機関との有機的な連携及び類似重複する事業の排除により、プログラム全体の効率性・有効性の向上に努める。

地域の国際化による地域経済活性化の支援

振興会では、90年代半ばより、国際化に対する地方自治体のニーズに応じて、「ローカル・トゥ・ローカル事業（LL事業）」を実施し、地域における国際経済交流の進展に貢献してきたところである。

地方自治体において、地域経済活性化のための有力な手段として「国際経済交流」が位置づけられていることに鑑み、機構では、受益者負担も考慮しつつ、支援ツールを適切に提供し、地方自治体による取り組みを支援する体制を作る。

また、機構は、広域的地域における産学官及び企業間の交流・連携を図り、世界に通用する新技術・新事業が次々と展開される産業集積の形成を目指す「産業クラスター計画」を踏まえ、産業クラスターに属する地域の中堅・中小企業の海外市場開拓や技術交流等海外との交流・連携を支援し、これら企業の成長と企業誘致の促進を通じた地域経済の活性化を促進する。

（２）貿易投資円滑化のための基盤的活動

海外経済情報の収集・調査・提供

振興会では、昭和33年の設立以来、海外79事務所のネットワークを活用して、海外の経済・産業に係る動向の調査・情報収集・提供を行ってきたところである。

我が国企業は、世界中で事業活動を展開しており、海外マーケットに関する迅速な情報収集等に対するニーズは、量、質とも高まっているため、機構の情報収集等に対する我が国企業の期待は極めて大きい。

このため、機構としては、我が国企業が行う事業活動に直接役立つ、諸外国の貿易や投資に関する情報収集、調査を実施する。特に、我が国企業からのニーズの大きい東アジア諸国の制度情報を整備することに注力する。

これに加え、我が国経済の構造改革を促進し国際競争力を回復するため、ア)対日直接投資・対日アクセスの障害要因の調査や成果を上げるための対応策、イ)経済連携協定（EPA）に関し、貿易・投資のビジネス上の障害の実態把握を含め、我が国政府の交渉を円滑かつ容易にするために役立つ調査等を行う。

また、調査成果の提供又は貿易投資相談を行うに際しては、利用者のニーズ・特性に柔軟に対応できるよう、電子媒体の利用を含め、情報提供の方法の多様化を図る。その際、利用者の評価を、調査・情報収集すべき内容及び情報提供体制に反映させる。

なお、利用者が不特定であり、かつ、情報の内容が基礎的なものはWEBを利用して広く

情報提供することとし、それ以外のものについては、受益者負担拡大の観点から、原則として情報提供を有料化する。

更に、貿易投資相談については、資源の有効活用及び専門性の観点から、外部人材の能力も利用することにより、我が国中小企業等から数多く寄せられる相談案件に的確に対応していく。

海外への情報発信

我が国と諸外国との経済交流を一層円滑化させるため、北米、欧州、アジアを中心として、我が国とのビジネスの魅力を知らしめ、我が国経済や我が国企業との貿易、我が国への投資についての関心を喚起することを目的として、我が国の経済構造改革が生み出すビジネスチャンスや外国企業による成功事例の紹介などによる情報発信を行う。特に、本中期目標の期間においては、海外に対して日本の魅力を積極的にPRする等、対日投資促進のための情報発信に重点を置く。

我が国企業に対する海外の事業活動円滑化支援

我が国企業が広く世界中で活動している現状に鑑み、専門のアドバイザーの配置等により、海外における我が国企業からの問い合わせ・相談への対応を更に充実させる。

また、機構は、現地日系企業のとりまとめ役を担うことも多いため、我が国のビジネスにとって障害となっている当該国の経済法制度など貿易・投資に関する制度・運用について、政府と連携をとりつつ、必要に応じて、現地日系企業から現地政府等への意見具申に関し調整役を担う。特に、海外における我が国知的財産の保護については、「知的財産基本法」及び「知的財産戦略大綱」も踏まえ、在外公館、現地日本人商工会議所などと密接な連携をとりながら、被害状況に関する調査、講習会の開催、被害企業からの相談への的確な対応、現地日系企業から現地政府等への意見具申に関する調整に積極的に取り組む。

更に、開発途上国については、「政府開発援助大綱」を踏まえ、我が国企業が貿易・投資を行う上で障害となる、又は整備が望まれる制度・運用等について、その整備・改善への協力を行う。

具体的な協力案件については、対象国の制度・運用等の改善・整備に向けての意欲や現地側の自助努力が認められ、かつ、当該国で活動する我が国企業を含めた我が国経済への裨益のある分野（知的財産権、環境・エネルギー、基準認証、物流等）を取り上げる。特に、東アジアの経済関係の緊密化と我が国経済の発展に資する案件を重視し、経済連携等の政府の政策との整合性を図りつつ実施する。この他、研究交流を通じて中期的な視点に立った途上国の制度運用などへの協力も行う。

(3) 開発途上国経済研究活動

開発途上国に関する調査研究

アジア経済研究所は、昭和35年の設立以降、平成10年にジェトロと統合した後も、貿易・投資と経済協力の車の両輪として、アジア諸国を始めとする開発途上国の政治経済社会に関する基礎的かつ総合的な研究を実施してきたところである。

今後、機構としては、政府、産業界、学会等の関係者の意見も十分に踏まえながら研究テーマを選定していく。更に、我が国とアジア諸国との間の経済面の繋がりを踏まえ、東アジア域内の経済発展に向けた調査研究に重点を置くとともに、我が国の経済協力政策の方向を踏まえつつ、現下の開発途上国を巡る政策的課題や、激変する国際情勢の中で新たにクローズアップされた課題に対応するための調査研究にも取り組む。

開発途上国に関する資料収集・情報提供

研究所図書館は、開発途上国研究専門図書館として、開発途上国に関する基礎的な資料を収集するとともに、途上国研究者を始めとする利用者の利便性向上を図る。

研究成果については、開発途上国に関する調査研究に費やされたコストとその効果を国民に明確に示すという観点から、出版物、インターネット、講演会等の多様な媒体を通じて積極的に外部に提供していくとともに、経済協力政策の立案に貢献すべく、政策官庁等に対してタイムリーに研究成果を提供する。研究成果の普及に当たっては、適切な受益者負担を求め、自己収入の拡大に努める。

開発途上国に関する研究交流・人材育成

アジア経済研究所の有する途上国研究の蓄積を活かし、経済開発・社会開発に寄与する専門家の育成や外国研究者との共同研究などに関する事業を的確に実施する。

(4) 貿易投資円滑化のための基盤的活動と開発途上国経済研究活動との連携

振興会が、開発途上国研究と貿易投資振興事業を一体的に実施する機関として位置づけられてきたことを踏まえ、機構においても、貿易投資円滑化のための基盤的活動と開発途上国経済研究活動との連携を更に深め、顧客満足度の向上及び研究活動の質の向上につなげていく。

4．財務内容の改善に関する事項

財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入については、特段の事情がない限り厳に慎む。

また、国費負担の軽減、業務の効率的実施の観点から、新たな事業における受益者負担の導入、民間・地方自治体等からの受託事業の拡大を図る。また、機構が顧客に提供する各サービスの受益者負担内容を確定し、顧客にメニューを提示する。

なお、試験・講座等の事業の実施に際しては、コスト削減と受益者負担の拡大により、運営費交付金の投入額を削減する。

5．その他業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

民間事業者に出資金を預託して運営している施設のうち、インポートスクエア、輸入住宅展示場、輸入住宅部材センター及び輸入自動車展示場については、関係地方公共団体、業界団体等と協議の上、順次縮小・閉鎖する。返還される出資金については、評価委員会の審議を経た上で、必要な額を対日直接投資促進を始めとする機構の業務の全体の効率的かつ効果的实施のために充て、更に残余があれば国庫に納付する。

(2) 人事に関する計画

職員の専門性向上

貿易・投資関連業務の幅の拡大、利用者の多様なニーズへの対応を図るため、職員の専門的な識見を習得・向上させる。

また、人事評価制度の充実及びその処遇等への反映を通じて、職員の動機付けを更に高める。

採用形態の多様化

経済・産業情勢に適切に対応した事業の実施を可能とするため、知的財産等の経済法制度分野、IT・バイオ等の先端技術分野のように、これまで人的蓄積の乏しい分野については、中間採用や任期付採用なども活用しながら、外部からの登用を積極的に実施する。

また、海外においては、現地の事情に精通する人材をアドバイザー等の形で活用していくことに努める。